

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 28 日

都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
各 児 童 相 談 所 設 置 市

障害保健福祉・障害児支援主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」等の発出に伴う Q & A（令和 8 年 5 月 28 日）の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」及び「「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」の発出に伴う Q & A（令和 8 年 5 月 28 日）」につきまして、下記のとおり掲載しましたので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

記

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護
> 障害者福祉 > 令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00013.html

こども家庭庁ホーム > 政策 > 障害児支援 > 障害児支援施策
> 令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定について
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/r8hoshukaitei>

【掲載資料】

「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」等の発出に伴う Q & A（令和 8 年 5 月 28 日）